

## 第1-7 利用者用の駐車場

- (1) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を一以上設けること。
- ア 車いす使用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（(2)に定める駐車場内の通路又は8の項(1)から(3)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- イ 幅は、3.5メートル以上とすること。
- ウ 障がい者のための国際シンボルマークその他車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。
- (2) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、8の項(1)から(3)までに定める構造とすること。

### 解説

公益的施設に車いす使用者が利用しやすい駐車スペース（車いす使用者用駐車施設）を設けることを規定したものです。

### ■整備すべき箇所

#### POINT 1

- 利用者の用に供する駐車場を設ける場合→車いす使用者用駐車施設を一以上設けること。

### ■整備基準

#### POINT 2

- ① 利用者用出入口からできるだけ近く、利用しやすい位置に設けること。
- ② 幅は、3.5メートル以上とすること。
- ③ 車いす使用者用駐車施設であることを表示すること。
- ④ 建築物の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る経路は、8「利用者用の敷地内の通路」の構造の規定によること。

表 示	車いす使用者用駐車施設である旨の表示は、国際シンボルマークによること。
出入口までの通路	車いす使用者用駐車施設から建物の出入口までは、安全な通路により誘導すること。

### ■その他の注意事項

幅	○最小幅の3.5mの内訳としては、概ね車体スペースに2.1m、乗降スペースに1.4mを充て、乗降スペースは斜線で塗装標示することが望ましい。また、車いす使用者用駐車施設であることを明確にするため、車体用スペースの路面にカラー塗装することが望ましい。
誘 導 標 識	○駐車場の進入口には、車いす使用者用駐車施設までの誘導標識を設けることが望ましい。

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

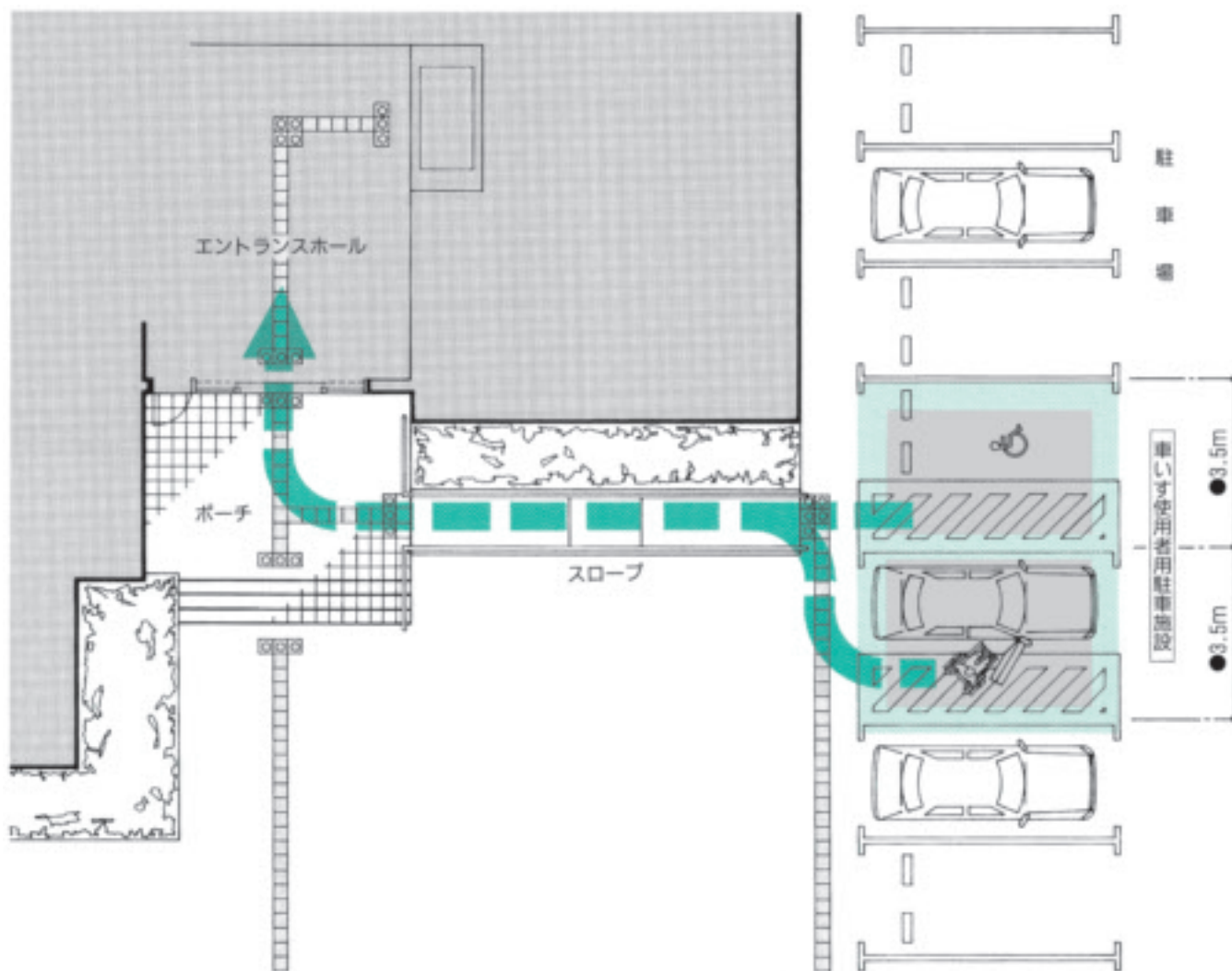


図 7-1 車いす利用者用駐車場施設の設置例



図 7-2 標示の例

## 第1-8 利用者用の敷地内の通路

利用者の用に供する敷地内通路は、次に定める構造とすること。

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 段を設ける場合には、当該段は、4の項(5)から(7)までに定める構造に準じたものとする。
- (3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公益的施設の敷地に接する道若しくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。
  - ア 幅は、1.2メートル以上とすること。
  - イ 高低差がある場合には、(5)に定める構造の傾斜がある部分及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
- (4) 公益的施設（自動車車庫を除く。）の直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。
  - ア 視覚障がい者誘導用ブロックを敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。
  - イ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜がある部分及び段の端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。
- (5) 傾斜がある部分及びその踊場は、2の項(1)、(5)のア並びに(5)のウ(ア)及び(イ)に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。
  - ア 手すりを設けること。
  - イ 傾斜のある部分には、その踊場及び当該傾斜のある部分に接する敷地内通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。

### 解 説

(1)、(2)及び(5)の規定は、すべての人が円滑に利用できるよう、利用者の用に供する敷地内の通路及び同通路に設けられる傾斜のある部分に共通の仕様を定めたものです。更に、この敷地内の通路のうち、1の「利用者用の出入口」に定める構造の規定を満たす直接地上に通ずる出入口から「車いす使用者用駐車施設」へ至るものに関する追加規定を(3)に、「道等」に至るものに関する追加規定を(3)及び(4)に定め、この規定を満たすものを設けることとしており、3段階の構成となっています。

### ■整備すべき箇所

#### POINT 1

- 通路A 利用者の用に供する敷地内の通路すべて⇒(1)+(2)+(5)の規定適用
- 通路B 直接地上に通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち1以上⇒(1)+(2)+(3)+(5)の規定適用
- 通路C 直接地上に通ずる出入口から道路に至る敷地内の通路のうち1以上⇒(1)+(2)+(3)+(4)+(5)の規定適用

## ■ 整備基準

### POINT 2

#### ■ 通路A（敷地内通路すべて）

- ①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- ②高低差のある場所に段を設ける場合には、4「利用者用の階段」に規定する階段の構造に準ずること。
- ③敷地内の通路に傾斜がある部分を設ける場合には、2「利用者用の廊下等」に規定する傾斜がある部分に準ずること。

#### ■ 通路B（車いす使用者用駐車施設までの通路）

- ④①～③の規定を満たすこと。
- ⑤幅は、1.2メートル以上とすること。
- ⑥高低差がある場合には、2「利用者用の廊下等」に規定する傾斜がある部分に準ずること。

#### ■ 通路C（道路までの通路）

- ⑦①～⑥の規定を満たすこと。
- ⑧視覚障がい者誘導用ブロックを敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘導する装置等を設け、視覚障がい者を誘導できるようにすること。
- ⑨車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜がある部分及び段の端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。

### 共通の基準

共通の基準としては、敷地内の通路を滑りにくくすることのほか、段を設ける場合には、4「利用者用の階段」に規定する屋内の階段の構造に準ずることを定めている。ただし、敷地内の通路に関しては、屋内に設ける階段の場合とは異なり、手すり及び回り段に関する規定を除くこととしている。

### 傾斜のある部分

敷地内の通路に傾斜がある部分を設ける場合の共通の仕様としては、2「利用者用の廊下等」に定める傾斜がある部分の構造に準ずることを定めている。高低差を階段で処理するか傾斜がある部分で処理するかは基本的に自由だが、当該敷地内の通路が車いす使用者用駐車施設に至るものである場合、又は道路に至る場合は、高低差がある場所には必ず傾斜がある部分を設けなければならないこととしている（車いす使用者用特殊構造昇降機を設ける場合を除く）。

### 通路の幅

傾斜のある部分を含めて、通路の幅の考え方は2「利用者用の廊下等」と同じだが、敷地内の通路が建築基準法施行令第128条の敷地内の通路と同一経路である場合には、同令に規定する幅員1.5mが優先される。ただし、傾斜路と階段を並行して設ける部分については、傾斜路と階段のそれぞれの幅員の合計が1.5m以上あれば足りることとする。

### 視覚障がい者の誘導

道路に至る敷地内の通路は、視覚障がい者誘導用ブロック等で視覚障がい者を安全に誘導できる構造とすることとしている。線状ブロック、点状ブロックは、弱視者への配慮のため、黄色とすることが望ましい。

また、視覚障がい者誘導用ブロックを省略し、音声誘導装置を設置することも可能である。音声誘導装置とは、視覚障がい者が目的の地点を知る方法として、目的の場所に音声や音を出す装置をいい、最近は携帯式の無線端末を操作することで必要なときだけ音などが出るものや人が近づくと音声や音を出すインターホンなどがある。

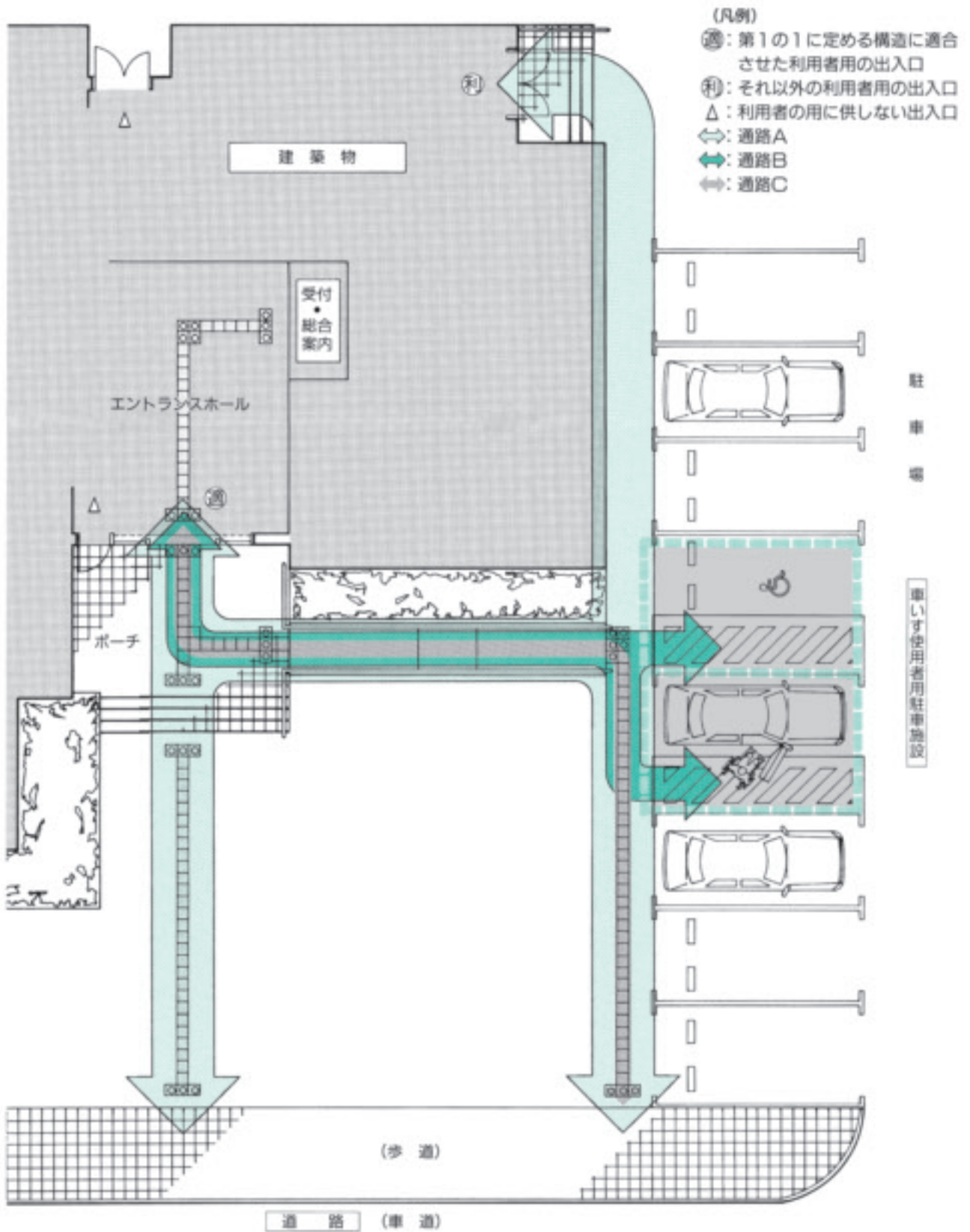


図8-1 通路A. B. C



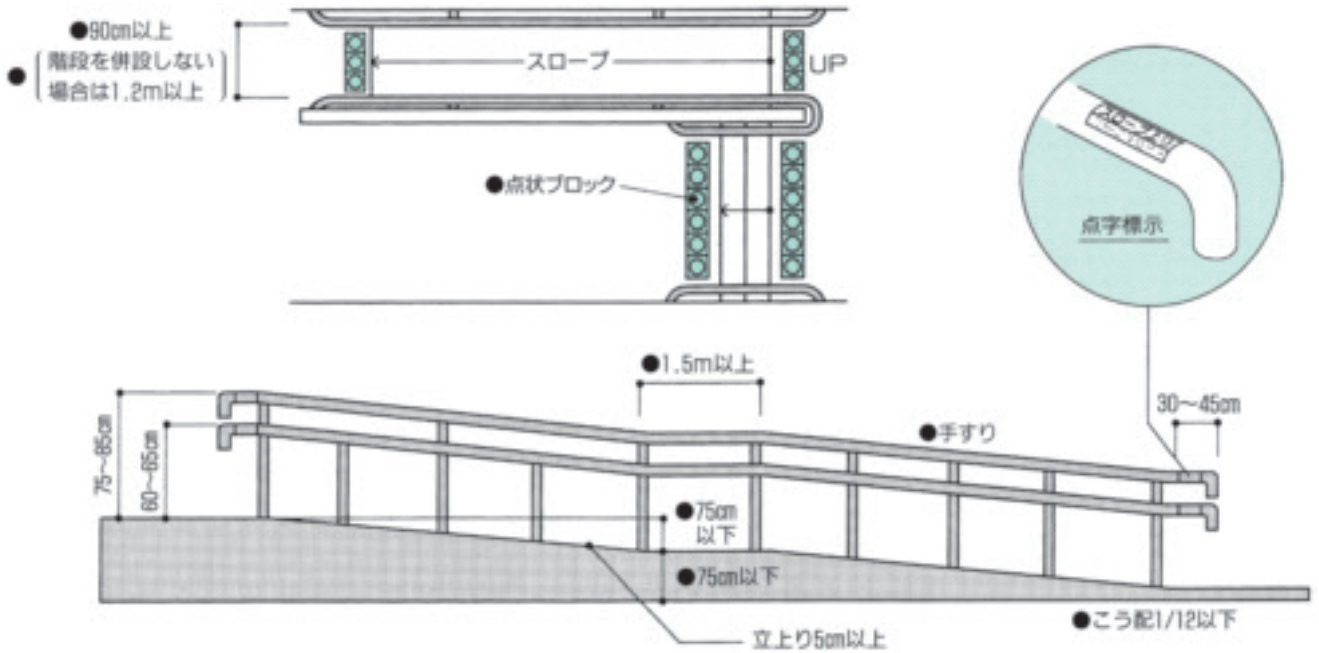


図 8-2 傾斜路の仕様

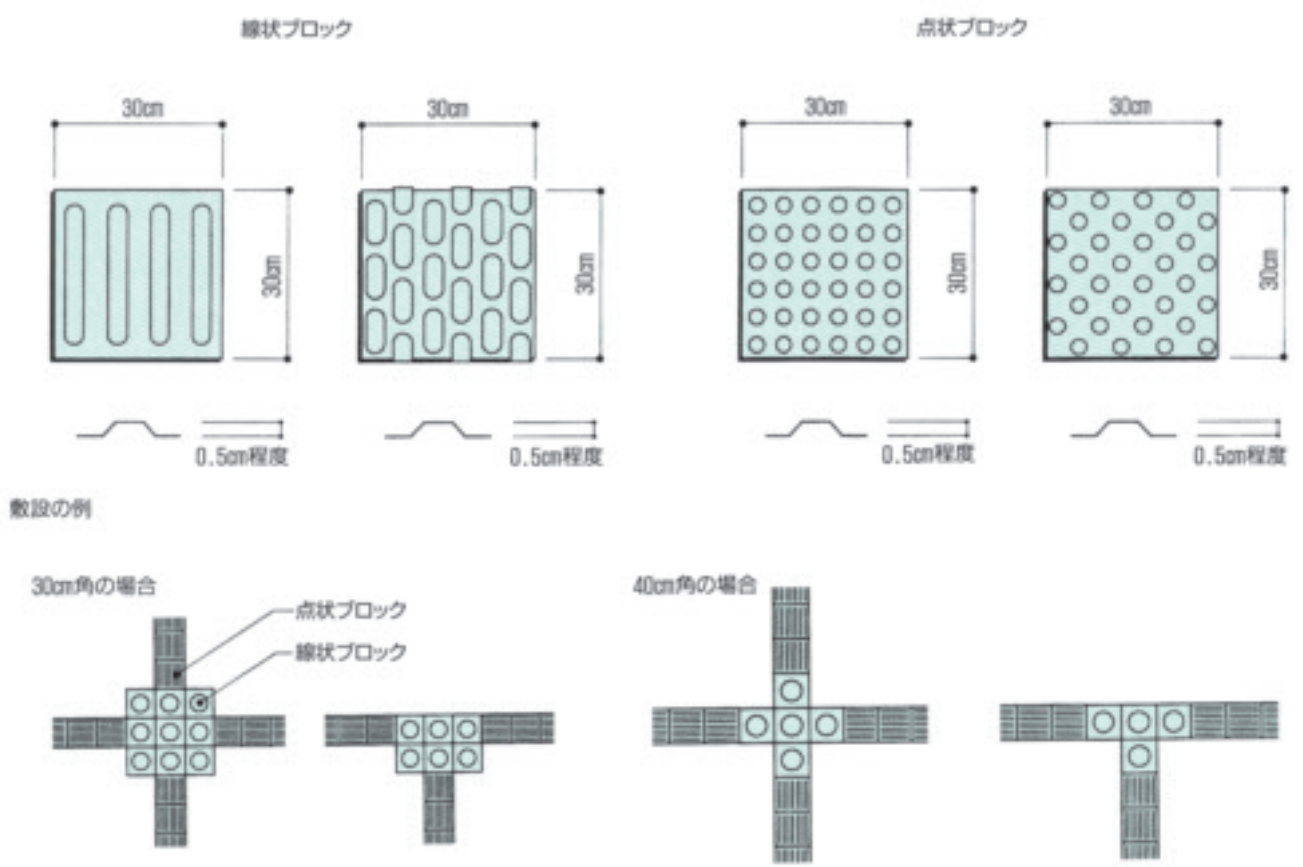


図 8-3 視覚障がい者に対する誘導用ブロック

## 第1-9 観覧席・客席

集会場等、娯楽施設等（遊技場を除く。）又は体育館等で観覧席・客席（固定式のものに限る。）を有する施設にあっては、次に定める車いす使用者用席及び聴覚障がい者用席を、観覧しやすい位置にそれぞれ1以上設けること。

- (1) 車いす使用者用席の間口は90センチメートル以上、奥行きは1.2メートル以上とすること。
- (2) 車いす使用者用席の後方に車いす使用者が円滑に出入り及び転回が可能な通路を設けること。
- (3) 観覧席・客席部の1の項に定める構造の出入口のうち1以上の出入口から車いす使用者用席に至る経路のうち、1以上の経路は次に定める構造とすること。
  - ア 幅は、1.2メートル以上とすること。
  - イ 高低差がある場合には、2の項(5)のウに定める構造の傾斜がある部分とすること。
- (4) 聴覚障がい者用席には、聴覚障がい者用集団補聴装置を設けるよう努めること。

### 解 説

集会場等の施設整備に当たっては、車いす使用者及び聴覚障がい者に配慮した施設整備を規定したものです。

### ■整備すべき箇所

#### POINT 1

- 観覧席・客席（固定式のものに限る。）を有する施設  
………車いす使用者用席及び聴覚障がい者用席をそれぞれ1以上設けること。

### ■整備基準

#### POINT 2

- 車いす使用者用席
  - ① 車いす使用者用席の間口は90センチメートル以上、奥行きは1.2メートル以上とすること。
  - ② 車いす使用者用席の後方に車いす使用者が円滑に出入り及び転回が可能な通路を設けること。
  - ③ 利用者用出入口から車いす使用者用席に至る経路のうち1以上の経路は、幅を1.2メートル以上とし、傾斜がある部分は2「利用者用の廊下等」に設ける傾斜がある部分に準じた構造とすること。
- 聴覚障がい者用席
  - ① 聴覚障がい者用席には、聴覚障がい者用集団補聴装置（磁気ループ）を設けるよう努めること。

#### 傾 斜 が あ る 部 分

通路に高低差がある場合は、傾斜がある部分を設けることとしており、仕様は2「利用者用の廊下等」に定める廊下等における傾斜がある部分の構造に準ずることとしている。ただし、表面の仕上げ、傾斜がある部分の識別を容易にする色、明度及び点状ブロック等の敷設に関する規定は除かれている。

### ■その他の注意事項

#### [ 車いす使用者用席 ]

- |   |   |  |
|---|---|--|
| 位 | 置 | ○車いす使用者用席は、非常時の避難のため出入口に近い位置に設けることが望ましい。 |
|   | 床 | ○車いす使用者用席の床は、平坦とする等、使用に支障のないよう配慮すること。    |

キックプレート

○車いす使用者用席には、車いす固定装置を設け、前方の客席にフットレストが当たらないようにキックプレートを設けることが望ましい。キックプレートの高さは、出入口や廊下の場合と同じく 35cm 程度がよい。

後方通路の幅員

○車いす使用者用席の後方通路の十分な幅員としては、1.5m 程度とすることが望ましい。

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

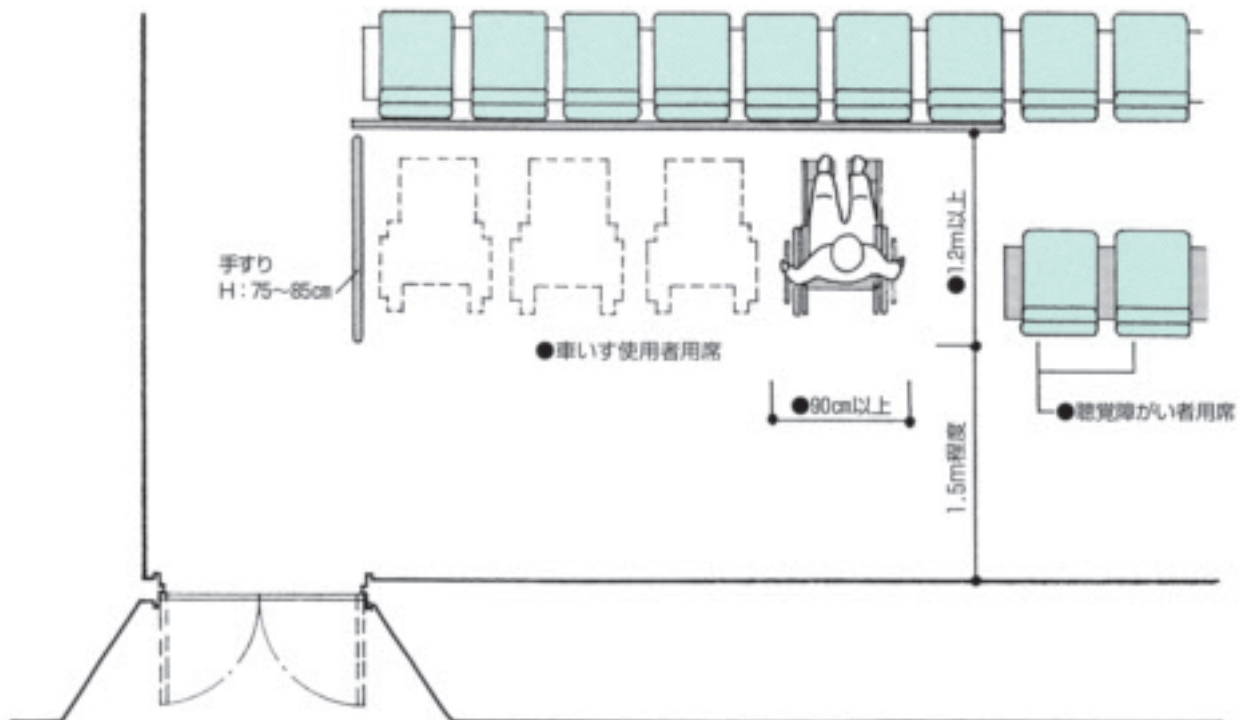


図 9-1 車いす使用者用席及び聴覚障がい者用席 例



## 第1-10 利用者用の浴室

社会福祉施設等（別表第1の第1の表1の項(1)から(4)までに掲げる施設（障害者自立支援法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設及び同法付則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設を除く。）に限る。）、医療施設、公衆浴場又は宿泊施設で利用者の用に供する浴室（利用者の用に供する居室又は客室の内部に設置するものを除く。）を設ける場合には、次に定める構造の浴室を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

- (1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (2) 出入口に戸を設ける場合には、自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して使用できる構造とすること。
- (3) 浴槽及び洗い場は、すべての人が円滑に利用できるよう、手すり等が適切に配置された構造とすること。
- (4) 円滑に利用できる水栓器具を設けること。
- (5) 浴室内の見やすい位置に、非常通報装置を設けること。
- (6) 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。
- (7) 床面は、濡れてもすべりにくい材料で仕上げること。
- (8) 脱衣場を設ける場合には、11の項に定める構造とすること。

## 第1-11 利用者用の更衣室及びシャワー室

(1) 体育館等に利用者の用に供する更衣室を設ける場合には、次に定める構造であって、男子用及び女子用の区分のある区域を経由しないで利用することができるものを1以上設けること。

ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 出入口に戸を設ける場合には、自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して使用できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

エ 円滑に移動ができるよう、手すりが適切に配置された構造とすること。

オ 床面は、濡れてもすべりにくい材料で仕上げること。

カ 車いす使用者が更衣するための区画を設ける場合には、次に定める構造のものを1以上設けること。

(ア)出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ)車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を確保すること。

(ウ)ベンチ及び棚が適切に配置された構造とすること。

(2) 体育館等にシャワー室を設ける場合には、(1)のアからオまでに定める構造のものを1以上設けること。

(3) (2)のシャワー室に車いす使用者が円滑に利用できる区画を設ける場合には、次に定める構造のものを1以上設けること。

ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を確保すること。

ウ 手すり及びシャワーチェアが適切に配置された構造とすること。

(4) 体育館等で利用者の用に供する男子用及び女子用の区分のある更衣室又はシャワー室を設ける場合には、(1)又は(2)に定める構造のものをそれぞれ1以上設けること。

## 解 説

公益的施設のうち特定のものについて、浴室又は更衣室及びシャワー室（以下、この解説において「浴室等」という。）を設ける場合には、すべての人が円滑に利用できる構造の浴室等を少なくとも1以上設けることを規定したものです。

### ■整備すべき箇所

#### POINT 1

- 観浴室……老人福祉施設又は有料老人ホーム、介護老人保健施設、身体障害者社会参加支援施設等、医療施設、公衆浴場又は宿泊施設
- 更衣室及びシャワー室……体育館等

### ■整備基準（利用者用の浴室）

#### POINT 2

- ① 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ② 出入口に戸を設ける場合には、自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して利用できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ③ シャワー区画を設ける場合には、それぞれ一以上の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ④ 浴槽、洗い場及びシャワーは、すべての人が円滑に利用できるよう、手すり等が適切に配置された構造とすること。
- ⑤ 円滑に利用できる水栓器具を設けること。
- ⑥ 浴室内の見やすい位置に非常通報装置を設けること。
- ⑦ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。
- ⑧ 床面は、濡れてもすべりにくい材料で仕上げること。
- ⑨ 脱衣場を設ける場合には、11に定める構造とすること。

### ■整備基準（利用者用の更衣室及びシャワー室）

#### POINT 3

- ① 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ② 出入口に戸を設ける場合には、自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して利用できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ③ 円滑に移動ができるよう、手すりを適切に配置された構造とすること。
- ④ 床面は、濡れてもすべりにくい材料で仕上げること。
- ⑤ 更衣室に車いす使用者が更衣するための区画を設ける場合には、
  - ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
  - イ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を確保すること。
  - ウ ベンチ及び棚が適切に配置された構造とすること。
- ⑥ シャワー室に車いす使用者が円滑に利用できる区画を設ける場合には、
  - ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
  - イ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を確保すること。
  - ウ 手すり及びシャワーチェアが適切に配置された構造とすること。

設置する浴室等の出入口及び段差の解消については、前述してきた考え方と同じであるが、すべての人が円滑に利用できるよう、広さ、手すりの配置等、浴室等の構造について配慮すべき事項を以下に掲げる。

(ここでは、特に注釈のない限り、(共):浴室、脱衣室、更衣室、シャワー室共通、(浴):浴室、(脱):脱衣室、(更):更衣室、(シ):シャワー室、と表記する。

段 差 の 解 消	(浴、シ) すのこ又はグレーチングによる水切りを設ける等により、段差を解消すること。
広 さ	(更、シ、脱) 室内 (室内に車いす使用者用のブースがある場合には当該ブース) には、車いす使用者の回転のため、直径 1.5m 以上のスペースを設けることとする。この場合、洗面器の下などで車いすのフットレストが通過できる空間があれば、その部分も算入可とする。
手 す り の 形 状	(浴、シ) 壁や浴槽まわりには、浴槽への出入り等のため、水平及び垂直又はL形の手すりを設けること。
非 常 通 報 装 置	(浴) 洗い場及び浴槽から手の届く位置に非常通報装置を設けること。

## ■その他の注意事項

### [出入口]

出 入 口 の 戸	○ (共) 扉は、引き戸又は折り戸とすることが望ましい。
把 手	○ (共) 押棒、レバーハンドル等、操作しやすいものとするよう努めること。
ガ ラ ス	○ (共) 出入口の扉等のガラスは、転倒による事故防止のため、安全ガラスを用いる。
シ ャ ワ ー ブ ー ス	○ (シ) シャワーブースの出入口は、カーテン又はアコーディオンカーテンでも可とする。

### [浴槽、移乗台、介助スペース及び洗い場] (全て浴室)

浴 槽 の 広 さ	○浴槽は、足を伸ばしたときにつま先が前方壁につく程度の広さとするのが望ましい。
浴 槽 の 深 さ	○浴槽の深さは 55cm 程度とする。
移 乗 台	○個室の浴室には、浴槽の縁に車いすから移乗できる広縁又は移乗台を設ける。移乗台の高さは、車いすから移乗しやすいように車いす座面の高さに合わせ 40cm 程度とし、奥行きは浴槽と同程度、幅は 45cm 以上とする。
介 助 ス ペ ー ス	○浴槽のまわりには、十分な介助スペースを設ける。なお、2方向以上から介助できることが望ましい。
洗 い 場	○車いす使用者用洗い場は、十分な広さとするとともに車いすから移乗しやすい形状とし、車いす座面に合わせ、高さ 40cm 程度とする。また、下部には車いすのフットレストが入る空間を設けることが望ましい。
床	○洗い場の床は滑りにくくする。また、這って移動することもあるので、体を傷つけないものとする。なお、バスマット等を用いて保温も同時に図ることが望ましい。
脱 衣 台	○洗い場の手前には、十分な広さの脱衣台を設けることが望ましい。また、脱衣台、洗い場及び移乗台は、途中に段を設けず同じ高さで連続させることが望ましい。
リ フ ト	○不特定多数の高齢者・障がい者等が利用する浴室には、浴槽用簡易昇降リフトを取り付けられるようにしておくことが望ましい。

### [手すり]

- 移動用の手すり ○ (浴、脱) 脱衣室から浴室にかけては、移動用の手すりを連続して設ける。
- 共同浴槽の手すり ○ (浴) 共同浴槽には、手すりつきのスロープを設ける。なお、手すり末端は危険のないようにする。
- (浴) 共同浴槽には、体の安定を図るため、浴槽周囲の水面近くに手すりを設ける。

### [シャワー]

- 器具 ○ (浴、シ) 原則としてハンドシャワーとし、座ったまま手の届く位置に設ける。
- 湯温の調節 ○ (浴、シ) サーモスタットで適温に調整した湯を供給できるようにすることが望ましい。
- 点字表示 ○ (浴、シ) 冷温水の区分は点字による標示を行うことが望ましい。
- シャワーチェアー ○ (浴、シ) 車いす使用者が利用しやすいよう、シャワー用車いすを備えておくことが望ましい。

### [水栓]

- 取付高さ ○ (浴) 個室の浴室の場合、取り付け高さは、洗い場から手が届きかつ浴槽に座ったまま操作できる高さとする。
- 水栓器具 ○ (浴、シ) 水栓器具はレバーハンドル式が操作しやすく望ましい。更に混合操作を容易にするため、サーモスタットによる湯温の自動調節機能のあるシングルレバー式が望ましい。
- 点字表示 ○ (浴、シ) 冷温水の区分は点字による標示を行うことが望ましい。

### [非常通報装置]

- 設置位置 ○ (シ) 非常通報装置を設ける。

### [収納棚]

- 設置位置、形状 ○ (更、脱) 車いすでの仕様にて記する高さ及び位置に設ける。(下端 :30cm 程度、上端 :150cm 程度、奥行き :60cm 程度) また、下部には車いすのフットレストが入るように 40～45cm 程度のクリアランスを設ける。

### [腰掛台] (全て更衣室及び脱衣室)

- 形状 ○ 行為の際には横になる必要のある場合もあるため、設けることが望ましい。(高さ :40～45cm 程度、幅 :180cm 以上、奥行き :45cm 以上)
- ヘッドボード ○ 腰掛台には、上体の寄りかかるヘッドボードを設けることが望ましい。
- 表面材 ○ 表面はクッション材付きとすることが望ましい。
- 吊り輪、手すり ○ 必要に応じ、上部にぶら下がり用の吊り輪、又は壁面に縦手すりを設ける。

### [その他]

- スイッチ等の位置 ○ (更、脱) スイッチ、コンセント等は、車いすでの利用を考慮した高さとする。

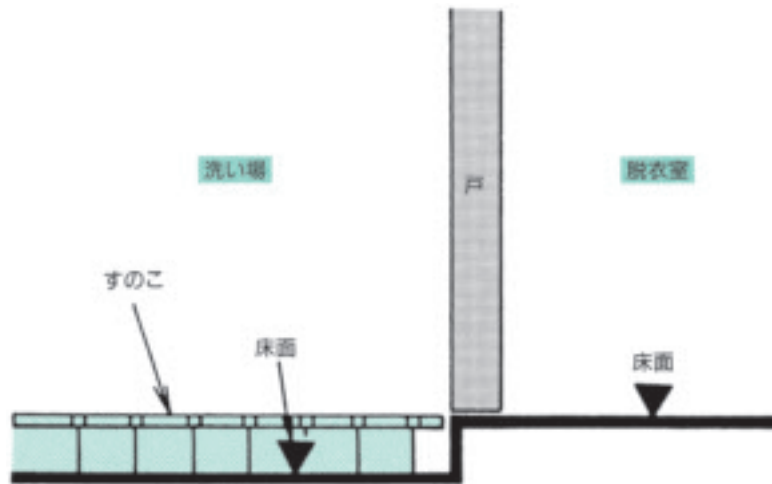


図10-1 出入り口の段差解消例（すのこによる例）

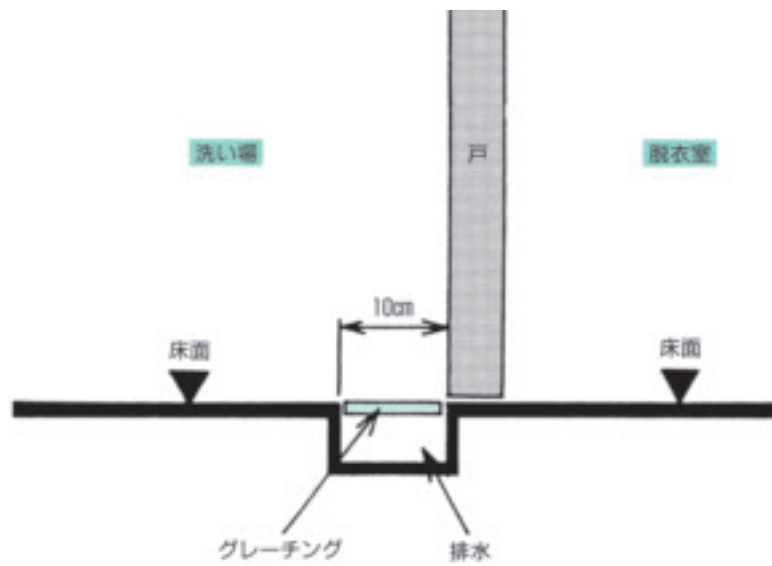


図10-2 出入り口の段差解消例（グレーチングによる例）



(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

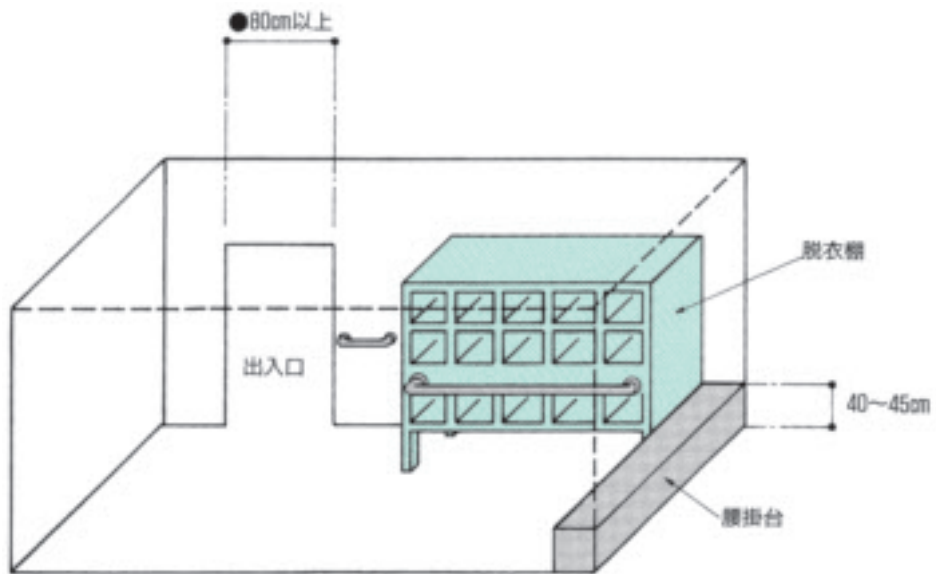


図 10-3 更衣所の例

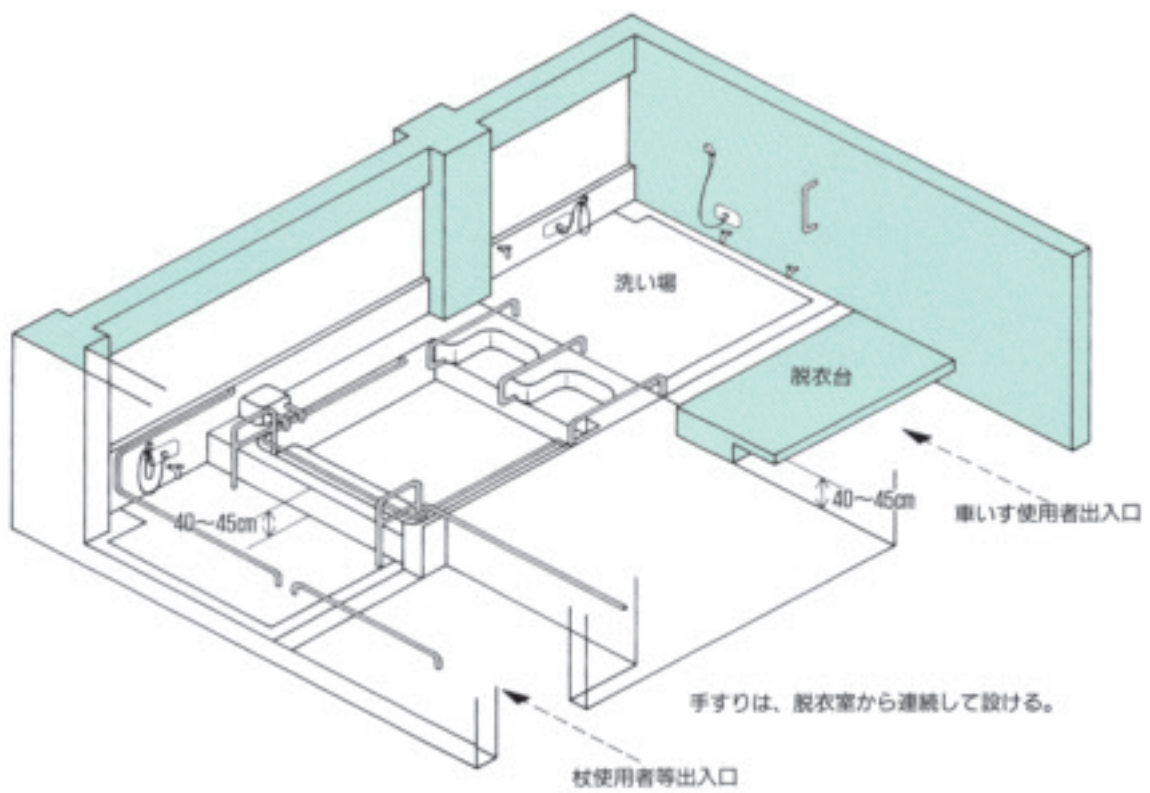


図 10-4 車いす使用者及び杖使用者等が共用する浴室の例

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

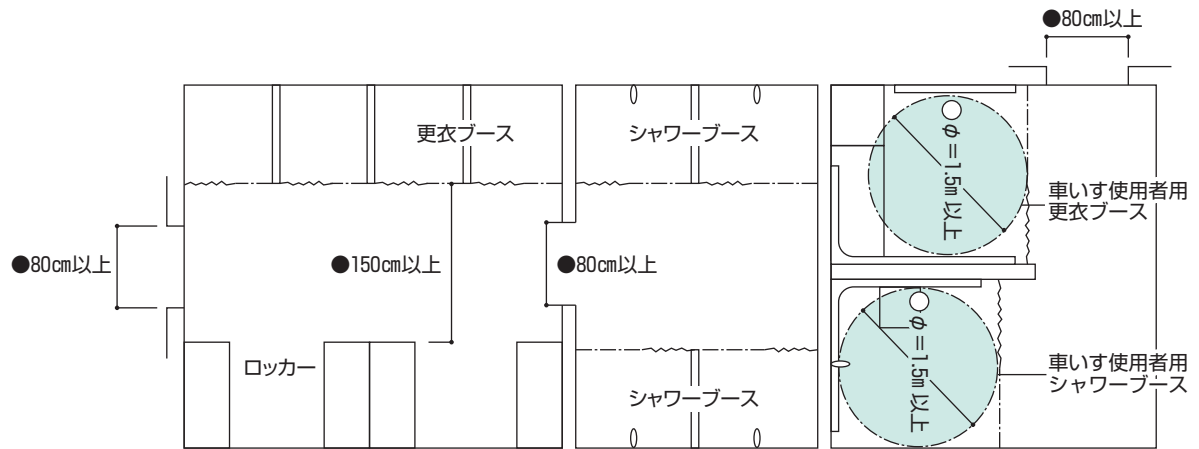


図11-1 更衣室・シャワー室の例

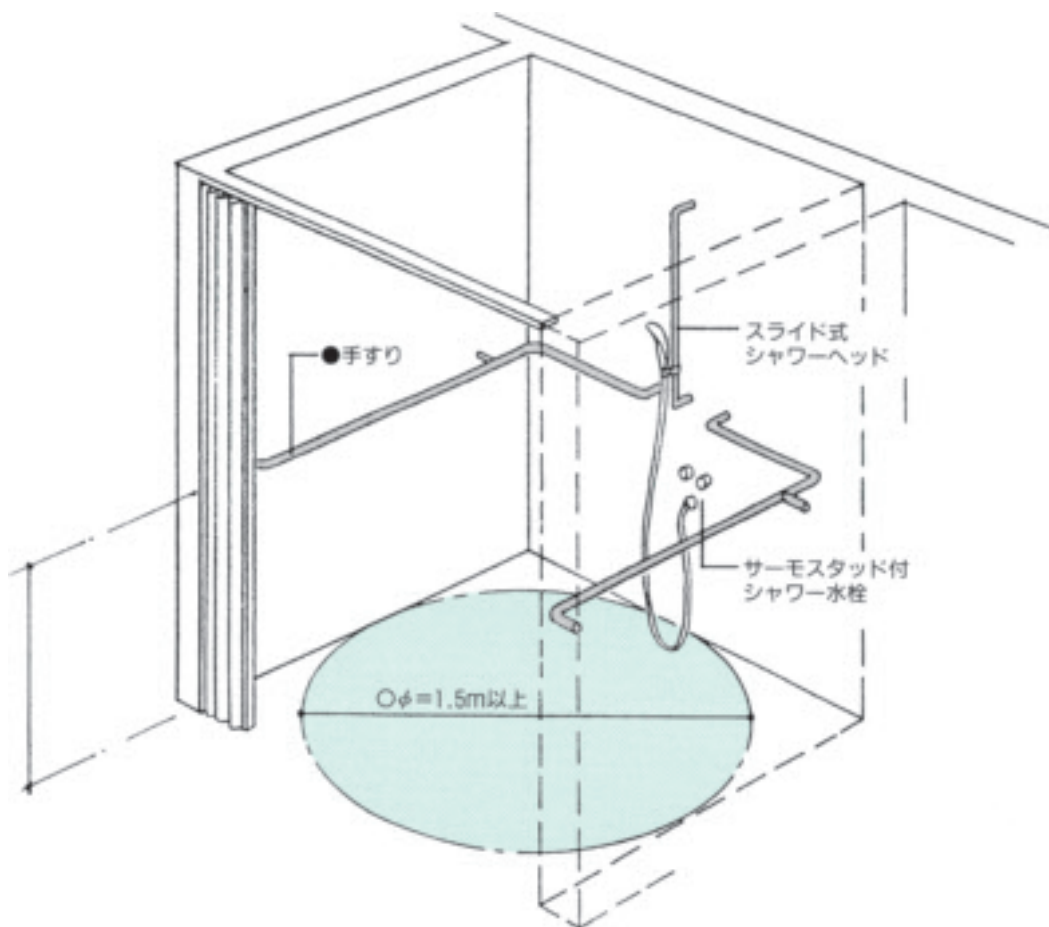


図11-2 シャワー室の例

## 第1-12 客室

宿泊施設にあっては、一以上の客室は、1の項(3)に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。

- (1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (2) 室内は、車いす使用者が円滑に利用できるような十分な床面積が確保され、かつ、手すり等が適切に配置された構造とすること。
- (3) 車いす使用者用便房が設けられていること。ただし、当該公益的施設に6の項(1)に規定する車いす使用者用便房を設ける場合においては、この限りでない。
- (4) 車いす使用者が円滑に利用できる浴室が設けられていること。ただし、当該公益的施設に利用者の用に供する10の項に定める構造の浴室を設ける場合においては、この限りでない。
- (5) ベッドを設ける場合には、車いす使用者が円滑に利用できるよう、ベッドの高さは40センチメートルから45センチメートルまでとし、壁等からベッドの一の側面までは1.4メートル以上とすること。

### 解説

宿泊施設には、すべての人の使用に配慮した一定の構造の客室を少なくとも1箇所以上設けることとしたものです。

### ■整備すべき箇所

#### POINT 1

- ①出入口の戸は、自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して使用できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ②出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ③客室内は、すべての人が円滑に利用できるような十分な床面積が確保され、かつ、手すり等が適切に配置された構造とすること。
- ④客室内に車いす使用者用の便房を設けること。
- ⑤客室内に車いす使用者用の浴室を設けること。
- ⑥ベッドを設ける場合には、車いす使用者が円滑に利用できるよう、ベッドの高さは40センチメートルから45センチメートルとし、壁等からベッドの一の側面までは1.4メートル以上とすること。

客室の出入口の幅、戸の構造、段差の解消については、前述してきた考え方と同じである。

転回スペース

ベッドサイドには、車いすが転回できる最小値である1.4m程度の空気を確保し、出入口まわりは、車いす使用者の回転のため、直径1.5m以上の円が内接するスペースを確保することとする。

便房、浴室

車いす使用者用便房及び車いす使用者用浴室については、それぞれ6及び10の解説を参照し、同じ構造のものを設けることとする。

施設内に、共用の車いす使用者用便房又は車いす使用者用浴室が設けられている場合は、改めて客室内に専用のものを設ける必要はないが、専用のものを設ければなお望ましい。

ベッド

ベッドの高さは40～45cmとすること。

■その他の注意事項

- |  |   |
|--|---|
| <p>寝具の形式</p> <p>ベッドの数</p> <p>ベッドの下</p> | <p>○車いすからの移乗のために、ベッド式とすることが望ましい。</p> <p>○介護者の付き添いを考慮して、ベッドは2台以上設けることが望ましい。</p> <p>○ベッドの下には、車いすのフットレストが入るクリアランスがあることが望ましい。</p> |
| <p>スイッチ等の高さ</p> <p>照明の操作</p>           | <p>○収納棚、スイッチ、コンセント等は、車いすでの使用に配慮した高さとする。</p> <p>○室照明は、ベッドから操作できるものとする。</p>   |

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

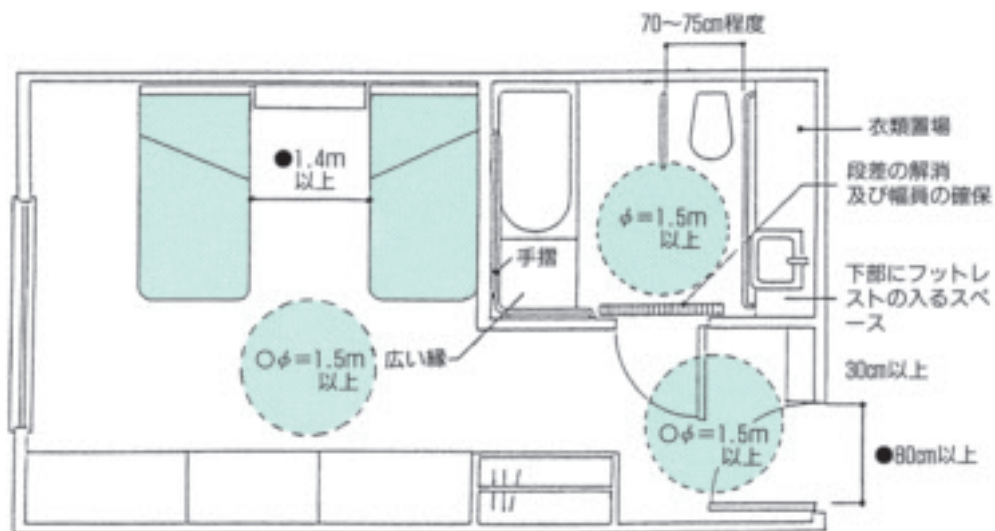


図12-1 客室の基本寸法9

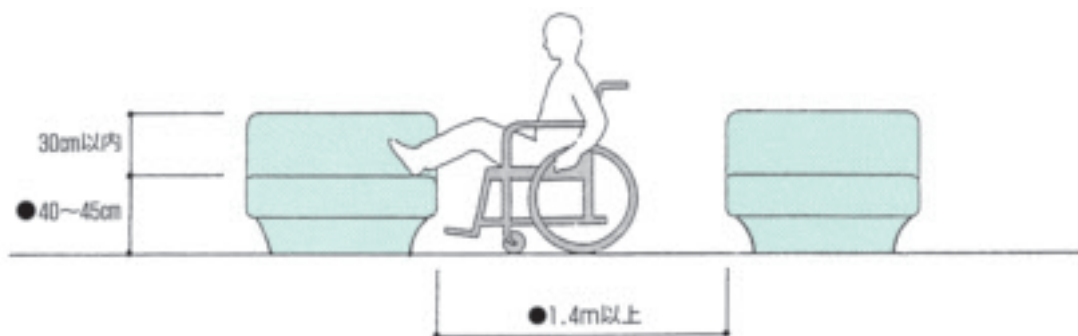


図12-2 ベッドの高さ

## 第 1-13 受付・案内カウンター及び記載台

受付・案内カウンター及び記載台を設ける場合には、一以上は車いす使用者が円滑に利用できるよう、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、80 センチメートル以上とすること。
- (2) 高さは、70 センチメートルから 80 センチメートルまでとすること。
- (3) 下部には、幅 80 センチメートル以上、高さ 65 センチメートル以上及び奥行き 45 センチメートル以上の空間を設けること。

## 第 1-14 公衆電話所

公衆電話所を設ける場合には、一以上は、次に定める構造とすること。

- (1) 電話台は、車いす使用者が円滑に利用できるよう、高さは 70 センチメートルから 80 センチメートルまでとすること。
- (2) 電話台の下部には、車いす使用者が円滑に利用できるよう、幅 80 センチメートル以上、高さ 65 センチメートル以上及び奥行き 45 センチメートル以上の空間を設けること。
- (3) 公衆電話所に入出口を設ける場合には、1 の項(1)及び(3)アに定める構造とすること。
- (4) 電話機の一以上には、点字及び音量調節機能のついたものとすること。

## 第 1-15 券売機

券売機を設ける場合には、一以上は障害者等が円滑に利用できるよう、金銭投入口の高さ、足下の空間、点字表示等に配慮すること。

## 第 1-16 案内標示等

- (1) 案内標示等を設ける場合には、次に定める構造とすること。
  - ア すべての人が見やすく理解しやすいよう、設置場所、高さ、照明等に配慮すること。
  - イ 文字の大きさ、書体、配色、記号、図等は、見やすくわかりやすいものとすること。
  - ウ 必要に応じ、点字等による標示を行うこと。
- (2) 文化施設、集会場等、娯楽施設等又は宿泊施設で自動火災報知設備（消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 21 条に定める基準の設備をいう。）を設ける場合においては、聴覚障がい者に配慮した光等による非常警報装置を設けるよう努めること。
- (3) 公共の交通機関の案内版については、聴覚障がい者に配慮し、事故等の臨時情報に対応可能な電光による標示装置、急告板等を設けるよう努めること。



## 解 説

その他の各施設について、すべての人が円滑に利用できるよう、高さ等に関する使い勝手や情報伝達の手段について配慮した施設整備を規定したものです。

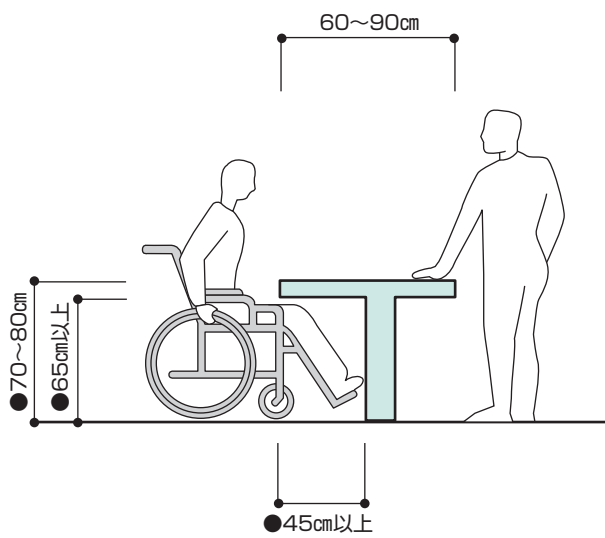


図 13-1 受付カウンターの例

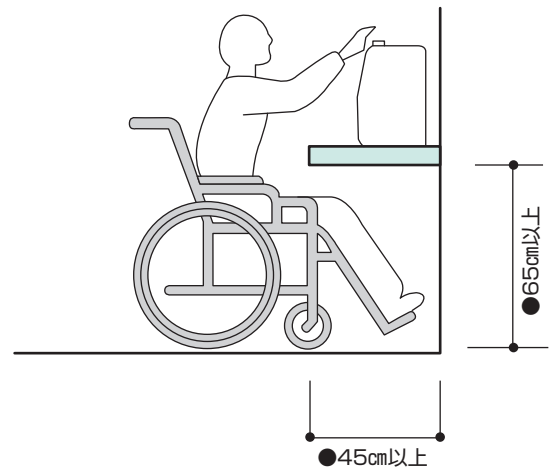


図 14-1 公衆電話所の例

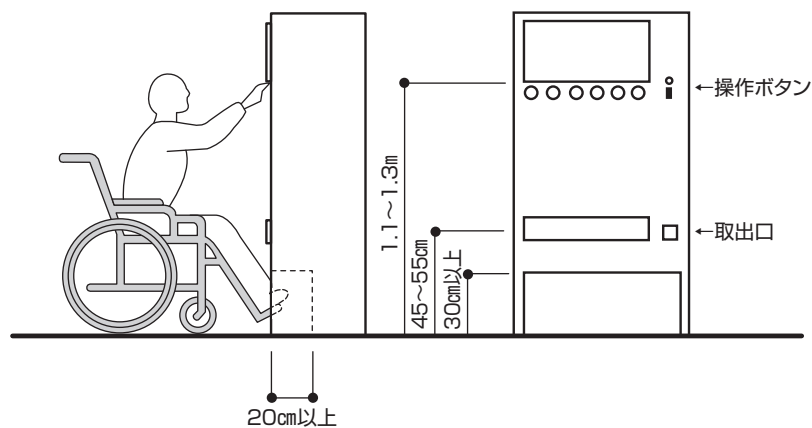


図 15-1 自動販売機の例

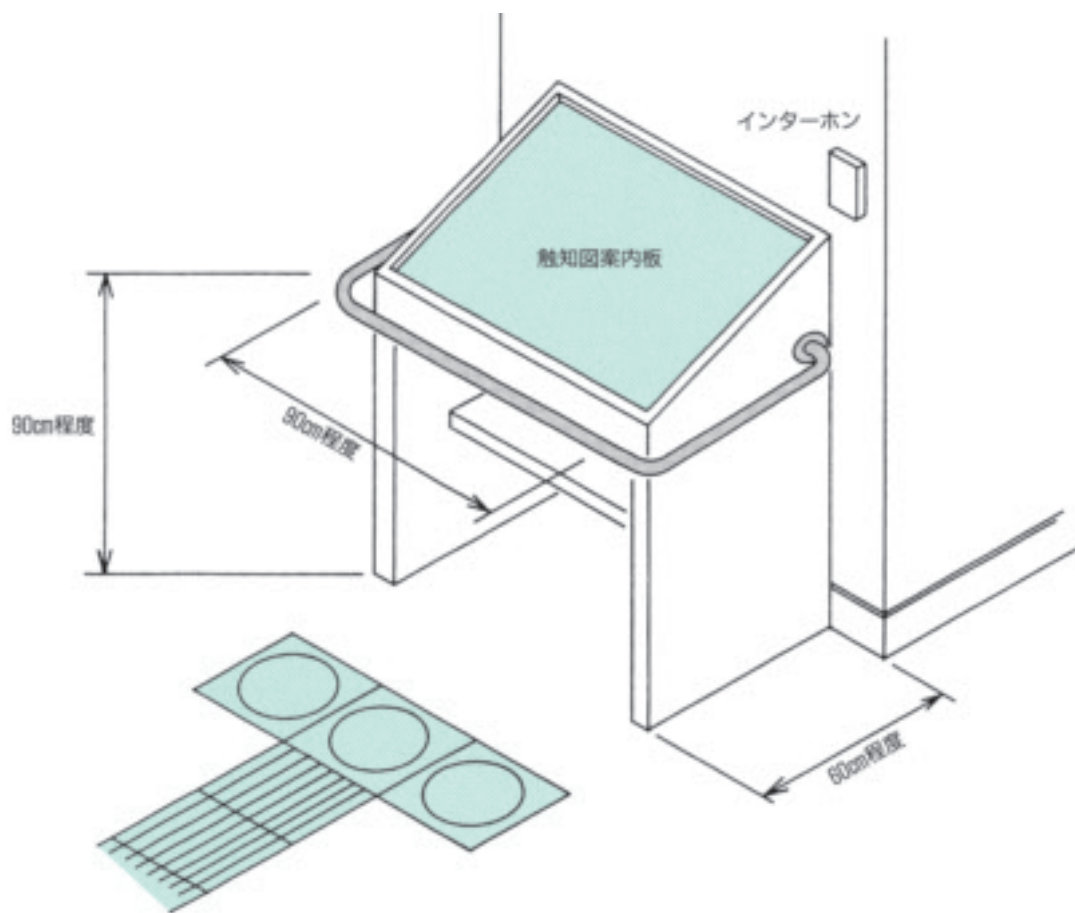
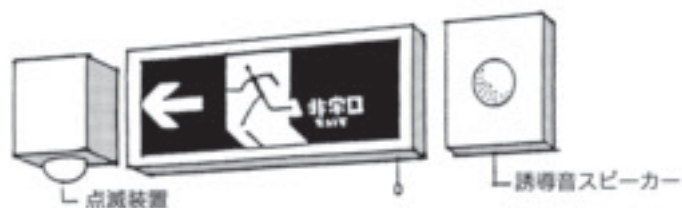
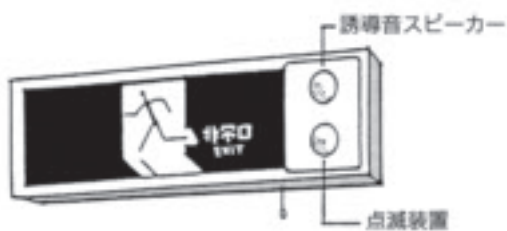


図 16-1 触知図案内板の設置例

- ・誘導音装置付誘導灯  
(既設蛍光灯に追加する場合)



- ・点滅形誘導音装置付誘導灯  
(一体型)



※床埋め込み式の誘導灯もある。

図 16-2 非常警報装置

## 第1-17 授乳及びおむつ交換の場所

- (1) 次に掲げる施設（イに掲げる施設にあっては、乳幼児を同伴した者の利用が想定される場合に限る。）には、安全かつ円滑に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を1以上（これらの場所を別々に設ける場合には、それぞれ1以上）設けること。
- ア 社会福祉施設等（別表第1の第1の表1の項（7）から（10）まで及び（12）に掲げる施設（（9）に掲げる施設にあっては、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに限る。）、医療施設、官公庁舎、文化施設、集会場等、火葬場及びこれらの複合施設（医療施設、文化施設、集会場等、火葬場及び複合施設にあって、用途面積が2,000平方メートル以上のものに限る。）
- イ 理容所若しくは美容所、コンビニエンスストア等以外の物品販売業を営む店舗、飲食店若しくは料理店、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの、サービス業を営む店舗、公衆浴場、宿泊施設、娯楽施設等、体育館等、一般公共のように供する自動車車庫又はこれらの複合施設であって、用途面積が2,000平方メートル以上の施設
- (2) (1)に定める安全かつ円滑に授乳及びおむつを交換することのできる場所は、次に定める構造とすること。
- ア 壁、固定式のついたて等により、外部から見通しのできない構造とすること。
- イ 授乳用のいす、ベビーベッド、手洗い設備及び汚物入れ（和室等にあっては、手洗い設備及び汚物入れ）を設けること。ただし、当該施設の他の場所に設けられている汚物入れを支障なく利用できる場合においては、汚物入れを設けることは要しない。
- ウ 出入口又はその付近の見やすい位置に、授乳及びおむつ交換ができる場所が設けられている旨が表示されていること。

### 解 説

乳幼児を同伴した者の利用が想定される施設には、安全かつ円滑に授乳及びおむつ交換できるよう配慮した施設整備を規定したものです。

### ■ 整備すべき箇所

#### POINT 1

母子福祉施設、母子健康センター、児童厚生施設、児童支援センター、市町村保健センター、地方公共団体が設置する地域住民の心身の健康の増進を図ることを目的とする施設、官公庁舎、用途面積が2,000平方メートル以上の医療施設、文化施設、集会場等、火葬場若しくはこれらの複合施設  
物品販売業を営む店舗、飲食店又は料理店、サービス業を営む店舗、公衆浴場、宿泊施設（集会場部分が2,000平方メートル以上のもの）、娯楽施設等、体育館等又はこれらの複合施設で2,000平方メートル以上の施設

### ■ 整備基準

#### POINT 2

- ①授乳及びおむつ交換ができる場所には、壁、固定式のついたて等により、外部から見通しのできない構造とすること。
- ②当該場所には、授乳用のいす、ベビーベッド、手洗い設備及び汚物入れを設けること。
- ③出入口又はその付近に、授乳及びおむつ交換ができる場所が設けられている旨を適切に表示すること。

位置、標示	授乳及びおむつ交換の場所は、わかりやすい場所に設け、サインなどにより適切に誘導すること。
構造	授乳及びおむつ交換の場所は、壁、固定式のついたて等により、外部から見通しのできないものとする。

### ■その他の注意事項

構造	○授乳及びおむつ交換の場所は、プライバシー確保のため、個室とすることが望ましい。母乳を与えるスペースを別室で設けるのはなお望ましい。
設備、備品	○瞬間湯沸器、電気ポット等を設けることが望ましい。 ○快適に利用できるように、冷暖房設備を設けることが望ましい。

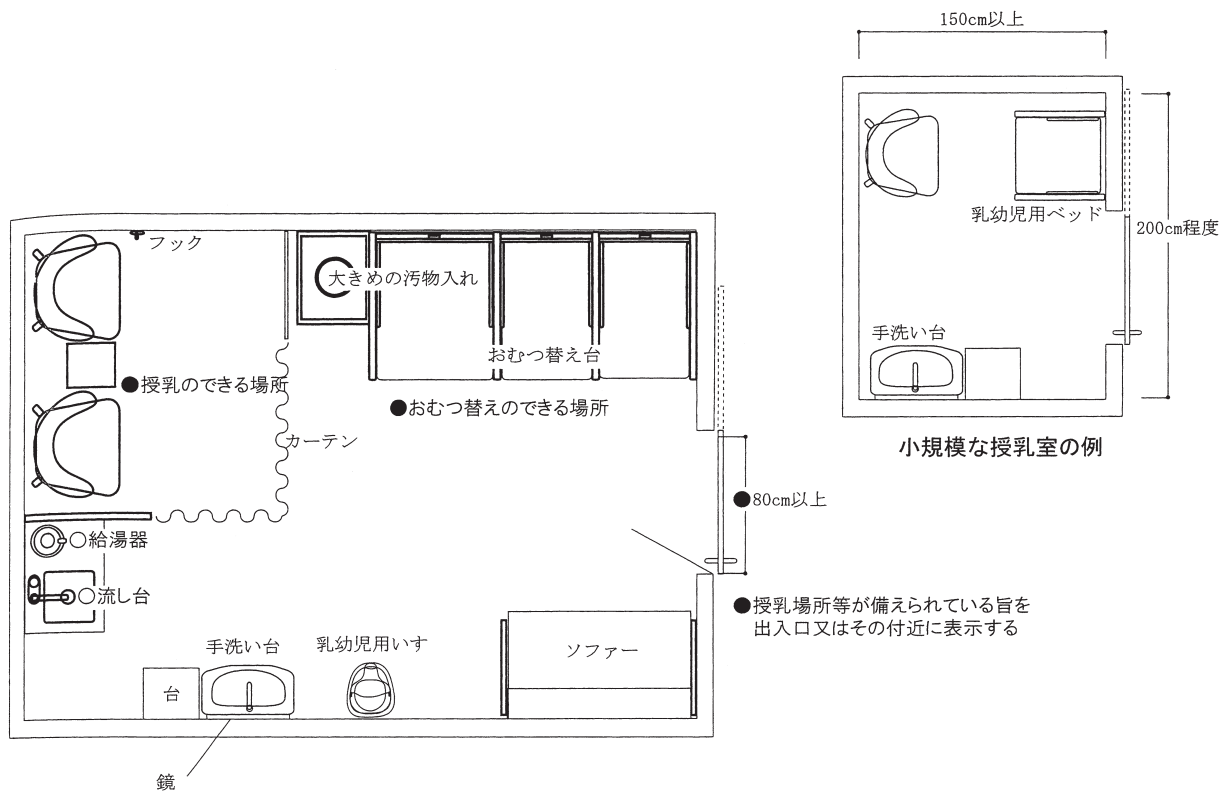


図17-1 授乳、おむつ替え設備の例